いわき市手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に当たって、基本理念を定め、並びに市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、基本理念に基づいた施策を推進することにより、手話言語及びコミュニケーション手段に対する市民及び事業者の理解及び関心を喚起し、もって全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、共に暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　手話言語　ろう者が生活の中で育み、受け継いできた言語であって、手指、身体の動き及び表情を用いて視覚的に表現される独自の語彙及び文法体系を有するものをいう。

⑵　ろう者　聴覚に障がいがあり、手話言語を用いて生活し、文化及び社会を形成してきた者をいう。

⑶　コミュニケーション手段　手話言語、触手話、要約筆記、筆談、文字の表示、点字、音訳、平易な表現、絵図の提示、情報通信機器その他障がいの特性に応じて使用する意思疎通のための手段をいう。

⑷　障がいのある方　身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある方であって、障がい及び社会的障壁（障がいがある方にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）により継続的に日常生活又は社会生活に制限を受ける状態にあるものをいう。

⑸　事業者　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第２条第７号に規定する事業者をいう。

⑹　コミュニケーション支援者　手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者、

盲ろう者向け通訳・介助者、代筆・代読支援者その他障がいのある方への情報の伝達補助を行う支援者をいう。

（基本理念）

第３条　手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進は、全ての市民が相互に人格及び個性を尊重するよう、その理解及び関心が深められなければならない。

２　手話言語の普及は、手話言語が独自の体系を有する言語であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために受け継がれてきたものであるという認識の下、将来の世代にわたって継承できるよう行われなければならない。

３　コミュニケーション手段の利用の促進は、障がいのある方が日常生活及び社会生活に必要な情報の取得及び利用のための手段を自ら選択する権利を有するという認識の下に行われなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進のため、必要な施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

２　前項の施策の推進に当たっては、必要かつ合理的な配慮を行うものとする。

（市民の役割）

第５条　市民は、基本理念に基づき、手話言語及びコミュニケーション手段の利用について理解及び関心を深め、この条例に基づいて市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第６条　事業者は、基本理念に基づき、手話言語及びコミュニケーション手段の利用について理解及び関心を深め、この条例に基づいて市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

２　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、必要かつ合理的な配慮を行うものとする。

（施策の基本方針）

第７条　手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策

の推進は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

⑴　手話言語の習得及び使用の機会を確保すること。

⑵　手話言語及びコミュニケーション手段の利用に対する市民及び事業者の理解及び関心を促進すること。

⑶　手話文化（手話言語及び手話言語による文学、演劇、伝統芸能、演芸その他の文化的所産をいう。）の保存、継承及び発展が図られるようにすること。

⑷　前３号に掲げるもののほか、基本理念を達成するために必要な事項

（広報及び啓発活動）

第８条　市は、手話言語及びコミュニケーション手段の利用に対する市民及び事業者の理解及び関心を深めるため、学校教育、生涯学習、地域活動その他の機会を通して、手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する広報及び啓発活動を行うものとする。

（環境の整備）

第９条　市は、障がいのある方が学校教育、職場、地域等において手話言語及びコミュニケーション手段を適切かつ円滑に使用することができるよう、必要な環境の整備を行うものとする。

（学ぶ機会の確保）

第10条　市は、障がいのある方、市民及び事業者が手話言語及びコミュニケーション手段を習得することができるよう、手話言語及びコミュニケーション手段の意義について学ぶ機会の確保を行うものとする。

（情報提供及び相談体制の整備）

第11条　市は、障がいのある方が日常生活及び社会生活に必要な情報を円滑に取得することができるよう、障がいの特性に応じた情報提供及び相談体制の整備を行うものとする。

（人材の確保及び育成）

第12条　市は、コミュニケーション支援者の研修の機会の確保、適切な処遇の確保その他の必要な措置を講ずることにより、人材の確保及び育成を行うものとする。

（災害時のコミュニケーションの支援）

第13条　市は、災害その他非常の事態の場合において、障がいのある方に対し、その安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう、避難所における適切な情報伝達手段の確保その他の必要な措置を講ずることにより、災害時のコミュニケーションの支援を行うものとする。

（意見の反映）

第14条　市は、手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進するため必要があると認めるときは、障がいのある方その他の関係者の意見を施策に反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第15条　市は、手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

第16条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。